



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- \*54 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 2
- \*55 紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 3
- \*56 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 4
- \*57 和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (長寿社会課)..... 5
- \*58 和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例 (全国植樹祭推進課)..... 5
- \*59 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 8

公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高病原性鳥インフルエンザの患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業等に直接従事したときを新たに防疫業務等手当の支給対象とするとともに、東日本大震災に係る被災地へ派遣される職員の災害応急作業等手当について特例措置を講ずるほか、規定の整備を行いました。(第9条、第17条及び附則第14項～第18項関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、東日本大震災に係る被災地へ派遣される職員の災害応急作業等手当について特例措置を講ずる規定は、平成23年3月11日から適用します。

◇紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民税の均等割の税率の特例措置の適用期限を延長するとともに、規定の整備を行いました。(第1条～第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自動車、露店、販売機及びフリーザーを利用して行う営業以外の営業のうち、飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の営業施設の基準を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第6条及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、和歌山県介護保険財政安定化基金について、平成24年度に限り、その一部を取り崩すことができる特例を定めました。(附則第5項及び第6項関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例

1 条例概要

県の森林及び樹木を守り、又は育てることに関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の基本的な施策に関し必要な事項を定めることにより、県民の豊かな生活環境の実現に寄与することとしました。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

東日本大震災に係る被災地へ派遣される警察職員の災害応急手当について特例措置を講ずるとともに、規定の整備を行いました。(第 10 条及び附則第 1 項～第 6 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、東日本大震災に係る被災地へ派遣される警察職員の災害応急手当について特例措置を講ずる規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用します。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 54 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「結核病」の次に「、高病原性鳥インフルエンザ」を加える。

第17条第 1 項第 7 号中「たい肥舎」を「堆肥舎」に、「たい肥の」を「堆肥の」に改める。

附則に次の 5 項を加える。

(災害応急作業等手当の特例)

14 職員が東日本大震災(平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第18項において同じ。)に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第 3 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、同法第28条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業(前号に掲げるものを除く。)

(3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区

域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前 2 号に掲げるものを除く。）

- (4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前 3 号に掲げるものを除く。）

15 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 2 万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）
- (2) 前項第 1 号のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000 円
- (3) 前項第 2 号の作業のうち屋外において行うもの 1 万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額）
- (4) 前項第 2 号の作業のうち屋内において行うもの 2,000 円
- (5) 前項第 3 号の作業のうち屋外において行うもの 5,000 円
- (6) 前項第 3 号の作業のうち屋内において行うもの 1,000 円
- (7) 前項第 4 号の作業 2,500 円

16 同一の日において、前項各号の作業のうち 2 以上の作業に従事した場合においては、当該 2 以上の作業に係る手当の額が同額のとときにあっては当該手当のいずれか 1 の手当、当該 2 以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか 1 の手当）以外の手当は支給しない。

17 第 15 項第 3 号、第 5 号又は第 7 号の作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前 2 項の規定により受けるべき額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

18 第 16 条第 1 項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項に掲げる作業に引き続き 5 日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定により定められた額に当該額の 100 分の 100 に相当する額を加算した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 14 項から第 18 項までの規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

---

紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 55 号

紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例

紀の国森づくり税条例（平成17年和歌山県条例第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に改める。

第2条中「平成23年度」を「平成28年度」に改める。

第3条第1項中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県条例第56号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「失そう」を「失踪」に改める。

別表第1第1項第3号オ中「ふきん」を「布巾」に改め、同項第4号ア及びエ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第8号ア中「充てん」を「充填」に改め、同表第2項第2号オ中「はし」を「箸」に改める。

別表第2第1項第1号ア(カ)中「こう配」を「勾配」に改め、同号エ(ウ)及び同項第2号ア(ハ)中「ふた」を「蓋」に改め、同号ア(ニ) a (a)中「充てん機」を「充填機」に改め、同号ア(ニ)の次に次のように加える。

(ウ) 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。(シ)において同じ。）を加工する場合にあつては、次に定めるところによること。

- a 設備は、専用とし、他の設備と明確に区分されていること。
- b 器具及び手指の洗浄及び消毒のための設備が設けられていること。
- c 温度計を備えた加熱殺菌設備が設けられていること。
- d 冷却設備が設けられていること。

(シ) (ハ) a 及び b の規定は、生食用食肉を調理する場合について準用する。

別表第2第1項第2号イ中「(ウ)及び(ニ)」を「(ウ)、(ニ)、(ハ)及び(シ)」に改め、同号ウ(エ)、エ(オ)、オ(カ)及びカ(ク)中「ふた」を「蓋」に改め、同号キ(ア) b (b)中「こう配」を「勾配」に改め、同号サ(イ)中「ふた」を「蓋」に改め、同号サに次のように加える。

(カ) ア(ハ)及び(シ)の規定は、食肉処理業について準用する。

別表第2第1項第2号中シ(カ)をシ(カ)とし、シ(エ)の次に次のように加える。

(カ) ア(ハ)及び(シ)の規定は、食肉販売業について準用する。

別表第2第1項第2号ヌ(ア)中「充てん室」を「充填室」に改め、同号ヘ(イ)中「ふた」を「蓋」に改め、同号マ中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同号マ(ウ)中「めん類」を「麺類」に改め、同号マ(エ)中「ふた」を「蓋」に改め、同号マ(カ)中「即席めん類」を「即席麺類」に改め、同表第2項第1号サ及び第2号ア(イ)並びに同表第3項第9号中「ふた」を「蓋」に改め、同表第4項第3号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第4号中「ふた」を「蓋」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 57 号

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県介護保険財政安定化基金条例（平成12年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（処分の特例）

- 5 知事は、平成24年度に限り、第 8 条の規定にかかわらず、法附則第10条第 1 項に規定するところにより、基金の一部を取り崩すことができる。
- 6 前項の場合におけるその取り崩した額の取扱いについては、法附則第10条第 2 項、第 3 項及び第 5 項に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 58 号

和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第16条）

第 3 章 わかやま森林と樹木の日及び顕彰（第17条・第18条）

附則

和歌山は、紺碧<sup>べき</sup>の黒潮が洗う紀伊半島に位置し、穏やかな気候と豊かな水の恵みが育んだ美しい紀伊の山々があり、日本の山々に樹木の種を播<sup>ま</sup>き、青山となした神が鎮まるところと神話に記された「木の国」である。

木の国和歌山の森林は、木材に代表される様々な林産物を供給するだけでなく、清らかな水を蓄え、災害から県民の暮らしを守り、多様な生態系を支える、まさに恵みの森である。

この恵みの森は、万葉の時代から歌に詠まれてきた美しい自然及び世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道<sup>さんけいみち</sup>」に代表される景観を形成し、先人が守り、受け継いできた貴重な財産である。

また、私たちの身近にある樹木は、やすらぎ、癒し、良好な景観の形成など様々な恩恵を私たちにもたらしてくれている。

平成23年5月22日、世界中の森林の保全に関する認識を高めることを目的に定められた国際森林年に当たる重要な年に、和歌山県で第62回全国植樹祭が開催された。

第62回全国植樹祭では、1万人を超える多くの子どもたちが竹ポットによる苗木の育成に取り組み、樹木を慈しむ心を育むとともに、全国に向けて、森林及び樹木の大切さを広く発信した。

私たちは、森林及び樹木がもたらす様々な恩恵を再認識し、県民総参加で木の国和歌山の森林及び樹木を守り、又は育てていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、和歌山県（以下「県」という。）の森林及び樹木を守り、又は育てることに関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の基本的な施策に関し必要な事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進し、もって県民の豊かな生活環境の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国及び市町村を除く。）をいう。
- (2) 県民等 県民並びに県内に所在する事業者及び関係機関をいう。
- (3) 林業事業者 県内に所在する森林から木材を生産する事業を行う者をいう。
- (4) 紀州材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。
- (5) 郷土樹種 県内に自生する樹木の種類をいう。

### （基本理念）

第3条 森林は、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健休養、林産物の供給などの多面的な機能を有し、優れた風景及び貴重な文化遺産を構成するとともに、林業及び木材産業の振興に大きく寄与し、樹木は、県民生活に癒しや潤いを与え、生活環境の向上に寄与してきたものであり、今後も、森林及び樹木については、県、市町村、森林所有者及び県民等の協働により、持続的に守り、又は育てられなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林及び樹木を守り、又は育てるための施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国及び関係機関との連携を図るとともに、森林所有者及び県民等の意見を十分に反映するよう努めるものとする。

3 県は、第1項の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### （市町村との連携協力）

第5条 県は、市町村が森林及び樹木を守り、又は育てるための施策を推進することができるよう、連携し、及び協力するものとする。

(森林所有者の役割)

第 6 条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林を適正に管理するとともに、森林及び樹木を守り、又は育てるための施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第 7 条 県民等は、森林及び樹木に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民等は、森林保全の活動に参加するとともに、その所有し、又は管理する土地に植栽している樹木の適切な育成及び植樹に努めるものとする。

3 県民等は、積極的に紀州材の利用に努めるものとする。

4 森林組合は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた一体的かつ計画的な森林施業を実施するよう努めるものとする。

5 林業事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的な機能が維持されるよう努めるものとする。

## 第 2 章 基本的施策

(森林の保護及び保全)

第 8 条 県は、法令又は条例により保護及び保全が義務付けられている森林又はこれらに類する森林について、県民の理解を深めるとともに、森林保全の制度の適切な運用を行い、必要に応じて、森林の買上げその他必要な措置を講ずるものとする。

(森林整備の推進)

第 9 条 県は、市町村又は森林所有者に対し、森林の整備を推進するため、自然災害等により荒廃した森林並びに放置された里山及び人工林の整備に係る支援並びに造林、間伐、樹種転換その他の森林施業に関する助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体による森林保全の推進)

第 10 条 県は、事業者等による県内の森林環境の保全への取組及び県民等による森林保全の活動への参加が積極的に展開されるよう、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(効率的な森林施業の実施)

第 11 条 県は、森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の集約化、林業機械の導入及び林内路網の整備に係る支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(紀州材の利用拡大)

第 12 条 県は、紀州材の利用の拡大を図るため、紀州材に関する情報の提供、公共事業における紀州材の活用、紀州材を使用する住宅の建設の促進、紀州材の販路の拡大その他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第 13 条 県は、林業又は木材産業に関わる人材の育成及び確保を図るため、研修の実施、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(樹木の育成及び植樹)

第 14 条 県は、その設置し、又は管理する施設について、植栽している樹木の適切な育成及び植樹に努めるものとする。

2 県は、国及び市町村に対し、その設置し、又は管理する施設について、植栽している樹木の適切な育成及び植樹に努めるよう要請するものとする。

3 県は、県民等が行う第 7 条第 2 項の樹木の育成及び植樹について、必要な支援を行うものとする。

(普及啓発)

第15条 県は、森林及び樹木に関する県民等の理解を深めるために必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

2 県は、子どもの森林及び樹木を尊重する人間性かん養するため、森林の多面的な機能に関する理解と関心を深める森林環境教育の充実及び当該森林環境教育を支える人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(郷土樹種の活用)

第16条 県は、森林及び樹木を守り、又は育てるための施策の実施に当たって、環境への適応性や生態系の保全を考慮し、郷土樹種による植樹を推進するため、郷土樹種の苗木の使用に関する指針を別に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 わかやま森林と樹木の日及び顕彰

(わかやま森林と樹木の日)

第17条 森林及び樹木を守り、又は育てることに関する県民の理解をさらに深めるため、わかやま森林と樹木の日を設ける。

2 わかやま森林と樹木の日は、5月22日とする。

3 県は、わかやま森林と樹木の日には、市町村、事業者及び関係機関と連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(顕彰)

第18条 県は、森林及び樹木を守り、又は育てる活動について、特に顕著な功績があると認められる者を顕彰するものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 59 号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 2 号ア中「及び刑事調査官」を削る。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 5 項を加える。

(災害応急手当の特例)

2 職員（第 2 条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が東日本大震災（平成23年



3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第6項において同じ。)に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
  - (2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業(前号に掲げるものを除く。)
  - (3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業(前2号に掲げるものを除く。)
  - (4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業(前3号に掲げるものを除く。)
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 2万円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)
  - (2) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円
  - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 1万円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
  - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
  - (5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
  - (6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
  - (7) 前項第4号の作業 2,500円
- 4 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のとときにあっては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当)以外の手当は支給しない。
- 5 第3項第3号、第5号又は第7号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 6 第18条第1項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急手当の額は、同条第2項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定により定められた額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 項から第 6 項までの規定は、平成23年 3 月 11 日から適用する。